

第3次厚木市スポーツ推進計画策定方針（案）

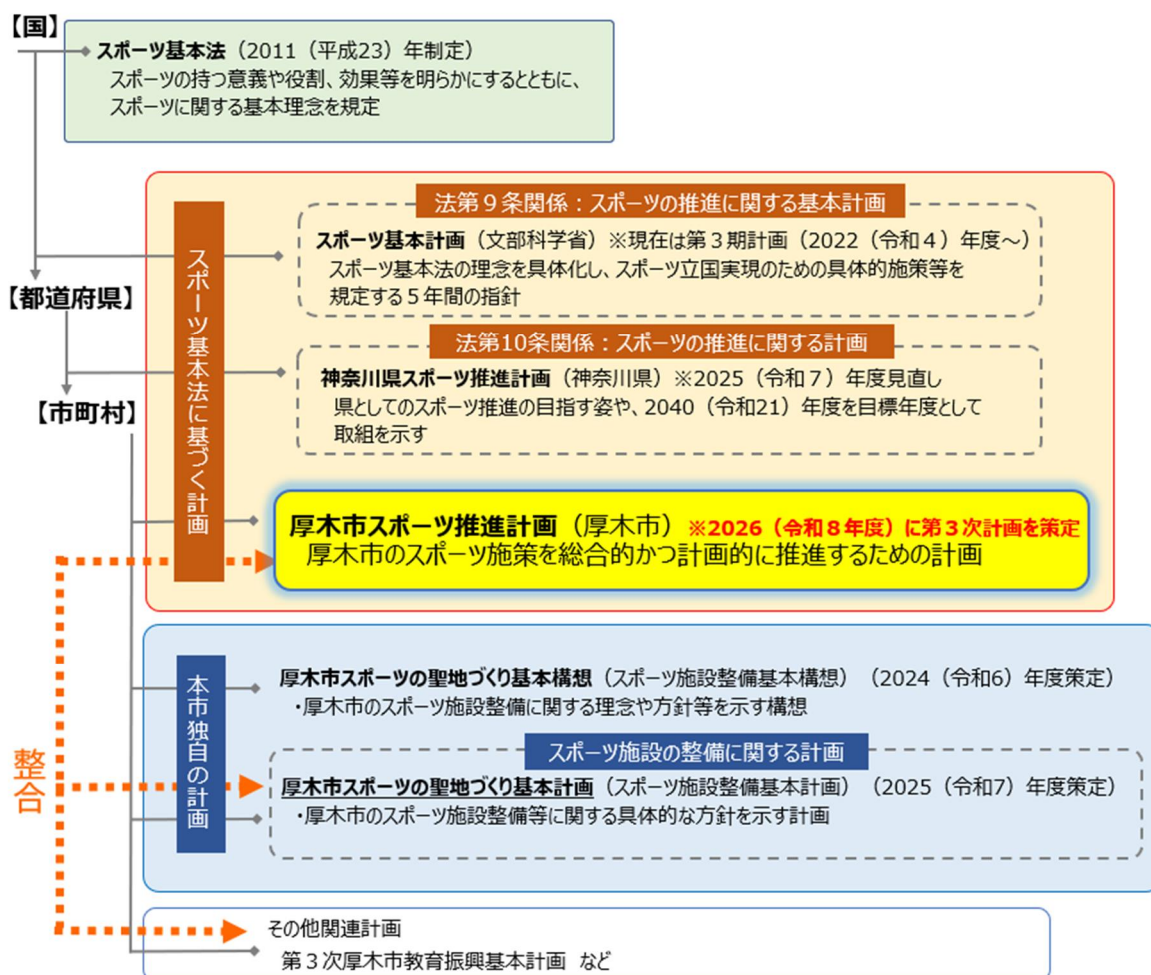
1 計画策定の趣旨

第2次厚木市スポーツ推進計画（以下「計画」という。）の計画期間が令和8年度をもって満了を迎えることから、令和9年度を始期とする第3次計画を策定するものです。

2 計画の位置付け

第3次計画は、第11次厚木市総合計画に示す目標を実現するための具体的な取組等を定めた個別計画とします。

同時に、スポーツ基本法に定める「地方スポーツ推進計画」に位置付け、国のスポーツ基本計画等を参酌するとともに、厚木市スポーツ推進審議会等から御意見をいただき計画を策定します。



3 計画の策定方法についての基本的な考え方

第3次計画の策定に当たっては、現在の計画の成果と課題を検証し、これまでの社会状況の変化などに留意しながら、市民アンケート、厚木市スポーツ推進審議会及びパブリックコメントの市民参加手続を実施し、市民の意見を取り入れた計画とします。

4 計画期間

次期計画の計画期間は、第 11 次厚木市総合計画長期ビジョン及び厚木市スポーツの聖地づくり基本計画の計画終了年にあわせ、令和 9 年度から令和 17 年度までの 9 年間とします。なお、必要に応じ見直しを行います。

5 計画策定に当たって配慮すべき視点

スポーツは、人生に楽しさや喜びをもたらす「世界共通の人類の文化」であり、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進や、地域社会の再生・活性化に大きく寄与するものです。市民をはじめとする多くの人がスポーツに興味・関心をもち、こうしたスポーツの価値を享受できる環境づくりにより、市民のシビックプライドが醸成されるほか、多くの人が「スポーツの聖地」として憧れを抱き、愛されるまちの姿を実現することを目的として、次の視点に配慮するものとします。

(1) 誰もがスポーツを楽しめるまちの実現

スポーツの得意不得意、障がいの有無、年齢の差にかかわらず、誰もが気軽にスポーツに親しめるまちを実現する必要があります。また近年、市内でも愛好者が増加しているモルックや厚木市発祥のニュースポーツであるセストシューター等の普及啓発に取り組むとともに、時代にあわせて、新たな競技を取り入れ推進していく必要があります。

(2) 未来を担うこどもの健全育成

こどもの頃からスポーツに親しみ、体を動かす習慣を身に付けることは、心身の発達や成長が促されるだけではなく、何事にも意欲的に取り組む態度や積極性が育まれ、かつ社会性が身に付くなど、様々な効果があります。こどもたちがスポーツを楽しみながら、心身ともに健やかに成長できるよう、活動機会の充実を図る必要があります。

(3) 健康で活力に満ちた長寿社会の実現

超高齢社会が進展する中、心身の健康の保持増進を図り、活力に満ちた長寿社会を実現するために、ライフステージに応じたスポーツ活動を推進する必要があります。

(4) スポーツを通じた共生社会の実現

年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが一緒にかつ気軽に楽しめるスポーツ活動を推進し、スポーツを通じた相互の交流やコミュニケーションの促進による相互理解を図ることで、共生社会を実現していく必要があります。また、パラスポーツの体験会等を通して、障がい者スポーツに対する理解の促進に取り組む必要があります。

(5) 誰もが利用しやすいスポーツ施設の提供

市内スポーツ施設の老朽化が進む中で、誰もが利用しやすい施設の提供に向けて、必要に応じて既存施設の改修を実施し、機能性・快適性の向上を図るとともに、市民のニーズや利便性、安全性を考慮した施設の拡充に取り組む必要があります。

(6) 「みるスポーツ」の環境づくり

トップアスリートやトップリーグの試合を観戦できる環境が十分に確保できていない状況を踏まえて、様々な規模のスポーツイベントを開催できる新規スポーツ施設の充実に向けた取組を推進していくとともに、トップアスリートの試合や全国大会等の誘致を促進していく必要があります。

(7) 未来を担うスポーツ人材の育成

競技スポーツのアスリートやアスリートを目指す人々、また市内のスポーツ活動を支える指導者やボランティア等への支援を通して、市内のスポーツ活動を牽引していく人材の育成に取り組む必要があります。

(8) SDGs（持続可能な開発目標）の推進

スポーツが持つ人々を集める力を使って、「誰一人取り残さない」社会の実現に向けたSDGsの理念や目標を踏まえた取組を進める必要があります。

6 策定体制

(1) 厚木市スポーツ推進審議会（附属機関）

公募による市民、学識経験者及び関係団体の代表者から構成された審議会が計画の策定について、スポーツ魅力創造課の諮問に応じて調査及び審議し答申します。

(2) 厚木市スポーツ推進計画推進委員会（庁内検討組織）

厚木市の課長職により構成した組織が推進計画の策定に関する事項を検討、協議します。また必要に応じて、厚木市スポーツ協会事務局を招じて、意見を求めるものとします。

7 策定スケジュール

令和9年度を始期とする計画の策定に向け、令和7年度に市民アンケート調査を実施し、令和8年度に計画の策定を目指します。

	令和7年度												令和8年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
策定状況						策定方針	●												計画案作成	●				計画策定
スポーツ推進審議会																								
スポーツ推進計画推進委員会 （庁内検討組織）																								
市民参加手続き																								

アンケート調査
→

パブリックコメント
→